

## 宗会における決算審査及び決算承認の早期化を求める建議

これまで、長年にわたり宗議会（常会）や宗議会宗政調査会において「決算案件」に係わる承認時期等について論議してまいりました。

現行の決算承認は、毎年度末招集の常会において、ほぼ 2 会計年度の開きがある決算と予算を同時に審査していることから、現状の決算委員会における審査内容は、実質 3 会計年度後の予算編成に反映されることとなります。そのため予算審査と決算審査が連動しておらず、決算審査から見えてきた課題が予算編成に反映できているかが不明瞭な状況にあります。

これらの状況を打開するため、宗議会では議長諮問機関「宗憲に関する懇談会」を 2020 年 2 月に設置し、2021 年 5 月に報告書提出、2021 年 9 月の総選挙後には、その報告を基に議長諮問機関「宗憲改正及び議員定数に関する委員会」において、論議を重ねてきました。

また、参議会においても議長の諮問機関が設置されたことを受け、両会の機関合同で協議を重ね、具体的な議会運営のあり方を模索するため、両会議長の諮問機関としてあらたに「決算審査に関する検討会」が設置されました。この検討会では、両会議員に加え、内局・宗務執行機関の職員にも参画いただき、合同で決算審査に関する議会運営の方向性を取りまとめ、2024 年 2 月 21 日付にて両会議長及び宗務当局に報告がなされたことであります。

このことを受け、今常会における財務長演説において決算審査の充実に触れられ、2024 年度の宗会費についても柔軟な予算措置をとられたことは、宗会の意向をお汲み取りいただいたものと受け止めております。

このたび、「決算審査に関する検討会」から提案された内容は、現行法規による議会の議決に基づく運営上の変更をもって、本年末を目途に臨時会を開催し、2023 年度諸会計の決算審査を行おうとするものであります。これは、決算審査の充実と早期の決算承認を主眼としつつ、実効性と即応性を最大限に重視した案であり、今後、実際に議会運営を行う中で、法整備や議会運営のあり方についての更なる協議・検討を進めようとするものであります。

つきましては、長年の懸案であった予算・決算審査の連動性の確保と早期決算承認の実現を図るべく、「決算審査に関する検討会」からの提案内容を、あらためて宗会の責任に基づく意思決定として明確にし、その取り組みの端緒となる本年末を目途とした 2023 年度諸会計決算審査のための臨時会の招集について、ここに建議いたします。

2024 年 6 月 11 日

真宗大谷派宗議会議員一同